

2015年7月16日

京都府最低賃金審議会
会長 久本 憲夫 様

京都府労働組合総評議会
議長 吉岡 徹

平成27年度地域別最低賃金額改定審議にあたっての意見書 低賃金の底上げをはかるため最低賃金の大幅な引き上げと、 中小企業支援策の抜本的改善・拡充を求めます

京都府最低賃金改定にあたって、最低賃金法第25条5項にもとづき意見表明します。

なお、京都の審議会として自立した審議、とりわけ、生計費を重視した審議を行うよう求めるとともに、意見陳述の場を設けることを求めます。

記

- 一、京都府最低賃金を、大幅に引き上げること。
- 一、最低賃金の大幅引き上げと同時に、「中小企業最低賃金引き上げ支援対策費補助金」の抜本的改善・拡充と予算の大幅な増額を求めること。
- 一、審議会については、専門部会も含めて公開とすること。

【趣旨】

1、最低賃金引き上げは喫緊の課題

昨年来、景気回復には賃金の引き上げが必要であることを、政府自らが認め、経済界に対して賃金引上げを求めてきました。また、経済界もその趣旨を認め、大企業を中心に賃金の引き上げが行われてきました。しかしながらこうした取り組みはいまだ一部にとどまり、実質賃金でみれば、消費税率の引上げが行われた昨年4月(△7.1%)、5月(△4.6%)をさらに0.1%ずつ下回り、25カ月連続の減少となりました。賃金引き上げを上回る物価上昇の影響は、当然ながら、低所得の勤労者の生活を直撃し、このままでは暮らせない事態が広がっています。

そもそも日本の外需依存度は低く、内需がGDPの9割を占める中、内需の好循環が行われなければなりません。その中で、重要な位置を占めるのはGDPの中の6割を占め、内需の中でも重要な個人消費です。個人消費の拡大が地域経済浮揚のカギです。個人消費を増やすためには、勤労者の賃金の引き上げが必要です。中でも最低賃金は、賃金の引き上げの恩恵を受けない人々にきわめて有効な賃金底上げ策であることは言うまでもなく、最低賃金の大幅引き上げが喫緊の課題となっています。

2、最低賃金の大幅な引き上げについて

- (1) 非正規雇用は就業構造基本統計調査によると2042万(2012年)です。非正規雇用の特徴は低賃金と雇用の不安定です。非正規雇用率が38.15%(就業構造基本調査)を占め、年収200万円以下の労働者が1120万人(2013年、国税庁調査)となっています。また京都府の非正規雇用比率は全国より悪く平成24年で41.8%で、この10年余りの間に6.3ポイント上昇しました。また、厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」より作成の労働者分布図にも明らかなように、多くの労働者が最低賃金付近で働いている状況も顕著です。現行の最低賃金額(789円)では、年間2000時間働いても年収157万8千円(月131,500円)にしかならず、ワーキングプアと言われる年収200万円に全く届きません。このように、低賃金の実態が、労働者の生活悪化と地域経済の悪化、社会の不安定要因となっています。低賃金層の所得の改善に最低賃金の大幅な引き上げは不可欠です。
- (2) 労働者の生計費は、先に上げたように悪化しており、この回復が必要です。労働者の生計

費に関して、京都総評のマーケットバスケット方式による最低生計費試算でも、首都圏、東北地方などでの試算でも、大都市部か地方都市かを問わず、時間給にして1200円から1300円必要であることが明らかになっています。この最低生計費からみれば、最低賃金を最低でも時間額1000円にすることが早急に求められています。

(※この最低生計費は、単に生命を維持する水準ではなく、今日の生活様式、慣習を満たし、孤立化せず、社会生活に参加できる水準とし、「持ち物財調査」「生活実態調査」「価格調査」を行い、政府統計も使い、必要な物やサービスを積み上げて試算したものです。)

- (3) 2013年5月17日、国連・社会権規約委員会は、「日本の第3回定期報告書に関する総括所見」において、日本の最低賃金に懸念を表明し、改善を勧告しています。「委員会は締約国内の最低賃金の平均水準が最低生存水準及び生活保護水準を下回っていること、並びに生活費が増加していることに懸念を表明する」「委員会は締約国に対して、労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定する際に考慮する要素を再検討することを要求する」としています。先進諸国の中では異例に低い最低賃金であることから大幅引き上げによる改善が求められます。しかし、約2年が経過した今日においても、同最終見解に対する日本政府の意見は出されていません。また、最低賃金を引き上げる動きに関しても、アメリカで連邦最賃を大幅に引き上げる提案がなされ、ロサンゼルス市やシアトル市などでは先行して15ドルへの引上げが行われています。またドイツやスイスなどでも引き上げられ、いずれも1000円を超える水準となっており、このことから日本の水準は遅れているといえます。
- (4) 地域の消費購買力を引き上げ、地域経済の再生をしていくためには、最低賃金の引き上げが必要です。地域の中小企業は、規制緩和政策と地方財政削減政策、円高やデフレで苦境にたたされてきました。そして地域での需要の低下が地域経済に大きな影響を与えてきました。アベノミクスのもとで、地方の経済が大きく改善されたとは言えず、本格的に改善するためには、中小企業の経営環境の改善とそこに働く労働者の賃金の改善が必要です。そして、すべての非正規雇用の労働者の賃金の底上げが求められます。
- (5) 私たちは、生活保護と最低賃金の比較について、厚生労働省の試算が実際の生活保護の運用とは異なることを指摘してきました。とりわけ生活保護1級地の1では、最低賃金が生活保護よりも低く、実際に働いている人が生活保護を受給できる状況にあります。まずは、単身者に関して、働いて得る収入が、生活保護の最低生活費を下回らないようにすること、一人たりとも生活保護を下回ることがないようにすることが必要です。なお、時間額を出すための労働時間をどのように見るのかについて、厚生労働省は、労働基準法どおりだとして、年間2085時間、月173.8時間で試算をしていますが、これは、厚生労働省が出している労働時間統計との整合性が問われるものです。私たちは、試算の方法を以下のようにすべきだと考えます。
- ① 生活扶助費については、都道府県内級地の人口加重平均ではなく、県庁所在地の扶助費を採用すること。平均では生活保護水準以下の最低賃金額となる地域が大部分を占めることとなります。法の趣旨に反する実態をなくすこと。
 - ② 算定されなかった勤労控除について算出すること。生活保護を受ける場合、就労前だと基礎控除の70%が就労に伴う必要経費として「加算」されます。生活保護制度で就労に伴う経費を見ているにもかかわらず、これを落としていたのでは比較になりません。
 - ③ 住宅扶助について、特別基準を採用すること。実績値では、とりわけ都市部で賃貸住宅を借りることは例外的な物件であり、通常は存在しません。このような架空の数字をあてはめることは、法の趣旨に反することとなります。

以上の試算方法を採用すれば県庁所在地で、働いて得る賃金が生活保護よりも下回るという逆転現象を解消することができます。なお、今年も含めて生活保護基準が連続して引き下げられています。引き下げの理由とされた物価下落についてはこの間の物価上昇が加味されておらず、しかも、生活保護受給世帯の消費支出割合の高い食料品と水光熱費は、調査対象期間中でもほとんど変動がないか上昇しており、約10%の引き下げには重大な問題がありま

す。生活保護基準の引き下げを、最低賃金抑制の口実とすることはできません。

3、最低賃金引き上げにともなう政府の中小企業支援策の抜本的な改善・拡充について

現行制度での平成27年度の中小企業支援予算は相談事業なども含めてわずか38億円程度で、きわめて貧弱なものです。さらに今年2月の制度改定によって今まで以上に活用しにくい制度となっています。これまでの制度でも年間50件に満たない利用実績であったものが、さらに活用されなくなることが懸念されます。地域経済の落ち込みの中で中小企業への支援が待ったなしの状況で、中小企業への直接支援制度とするなど制度の抜本改善と予算の大幅な増加が求められています。

地域経済の苦境は長く続いているだけに、こうした支援制度を拡充することが必要であり、審議会として、政府に求めることは不可欠だと考えます。

4、貴審議会の自主性の発揮について

最低賃金の改正については、これまでも各地方審議会の自主性の発揮が強く期待されてきました。この点で、貴審議会の自主性発揮を強く期待するものです。また、2010年6月の政労使合意である「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円をめざすこと」については、早期に実現していくべきだと考えます。現在の最低賃金はきわめて低く、まともな水準へと引き上げて行く段階にあるという認識がこうした合意をもたらしたと言えますから、大幅な引き上げを、早期に実現していくべきです。

以上